

大阪狭山市監査委員告示第8号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和2年(2020年)10月23日

大阪狭山市監査委員

北井末廣

上谷元忠

## 監査結果報告書

### 第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査  
なお、本監査は大阪狭山市監査基準に準拠して実施した。

### 第2 監査の対象

#### 1 対象グループ

##### (1)総務・情報統計グループ

- ・事務用機器等管理事業
- ・総務・情報管理事業
- ・電子自治体推進事業
- ・統計調査事業
- ・基幹統計調査事業

##### (2)法務・契約グループ

- ・法務管理事業
- ・文書管理事業
- ・法規等管理事業
- ・情報公開・個人情報保護事業
- ・行政不服審査事業
- ・契約検査管理事業

#### 2 対象事務

令和2年4月1日から令和2年8月31日まで（必要に応じて令和元年度を含む。）  
に執行された財務に関する事務

### 第3 監査の着眼点

大阪狭山市監査基準及び大阪狭山市監査実施要領に基づき、不正、不適切な事務処理等の予防、発見、修正という合規性に主眼を置き、財務に関する事務が適正かつ効果的に執行されているかを着眼点として実施した。

### 第4 監査の実施内容

当該財務事務の執行に係る関係書類及び関係帳票の提出を求めこれを閲覧、帳簿突合等を行うとともに、担当職員からの聞き取り、質疑を加える等の方法で実施するとともに切手等の出納事務については実査を行った。

また、調査票により情報収集を行った当該財務事務の内部統制の整備及び運用状況により、監査対象のリスクの内容及び程度を検討のうえリスクの識別を行い、事故等の発生する可能性が高い事務事業に重点を置いた監査を実施した。

## 第5 実施場所及び日程

大阪狭山市役所庁舎内において令和2年9月4日から令和2年9月25日まで実施した。

## 第6 監査の結果

財務に関する事務は関係法令等に従い、概ね適正に執行されているものと認められた。しかし、総務・情報統計グループの一部の事務において、改善を要する事項が見受けられたので、今後はこれらに十分留意し、事務を執行されたい。

なお、当該監査の結果に基づき、又は結果を参考として改善措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定によりその旨通知されたい。

### 指摘事項等

#### 【総務・情報統計グループ】

切手等の出納事務を実査したところ、受払簿の記載誤り等が原因で、切手の現物数と受払簿の残数の一部が不一致となり、受払記録には訂正が数多く見受けられた。

受払簿の訂正においては、日付、理由、氏名を記載し、管理者の確認欄を設けるなどの改善のうえ整理を行い、今後は適正な事務処理に改められたい。